

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北九州市

2 構造改革特別区域の名称

北九州市「自立と共生の教育」特区

3 構造改革特別区域の範囲

北九州市の全域

4 構造改革特別区域の特性

北九州市は、かつて製鉄業を中心に日本の四大工業地帯の一つとして、わが国の近代化を支えてきた。しかし、石炭から石油へのエネルギー革命やオイルショック以降の産業構造の転換により、次第に工業都市としての地位も低下する傾向を強めていった。

昭和60年のプラザ合意に始まる円高は、本市の特色でもある素材型産業を直撃し、「鉄冷え」といわれる不況へとつながった。そこで、経済の活性化と都市の再生を図るため、昭和63年に平成17年度を目途とした「北九州市ルネッサンス構想」を策定した。

現在、中国等アジアに近い地理的な優位性に加え、官営八幡製鐵所開所以来、100年に及ぶモノづくりのまちとしてのノウハウ、ストックを活用し、物流機能の強化と産業再生を目指し、長期的な視野をもって主要プロジェクトを進めている。

明治40年に安川敬一郎、松本健次郎父子が私財を投じて設立した明治専門学校（現 国立大学法人 九州工業大学）から輩出された人材や技術が、北九州地域の産業を支えてきたように、都市戦略を総合的に展開するにあたり、それを

担う人材育成を重要課題の一つに位置付け、現在、学術研究都市の整備を行っている。環境・情報産業関連等、新しい時代に対応した知的基盤としての役割を学術研究都市に期待しているものである。

厳しい社会・経済環境のもと、21世紀において真に安心して豊かな福祉社会と健全で活力ある地域経済を実現するためには、市民と行政が、それぞれの公共的な役割を担い合いながら、地域の特徴を生かしたまちづくりを実現することが大切である。そのため、地域の問題・課題の解決に向けて限られた経営資源の総合的で効率的な活用を図るなど、都市経営の視点に立ち、「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方に基づき、これまで行政の活動範囲とされてきた分野を民間部門（市民、NPO、民間企業等）へ移管するなどの取り組みが求められている。

こうした市民との協働による“公共づくり”を推進するためには、
問題に突き当たっても自己判断と自己決定で解決する能力
周囲の人や環境への感謝の気持ちを忘れず、地域の先輩を敬い、ふるさとの自然を愛し、郷土の伝統や文化を尊ぶことができる豊かな心
社会に生きる一員として何らかの貢献をしたいと考える使命感
を市民一人ひとりが持つことが必要であり、こういった素養を身に付けさせることが、北九州市が目指す教育の理念であり、特性でもある。

5 構造改革特別区域計画の意義

（1） 教育の北九州方式

現在の教育は、子どもたちの問題行動や不登校の深刻化、社会性や規範意識の希薄化などの問題を抱えている。一方で、世界規模の経済活動の増進、科学技術の進展、少子高齢化、情報ネットワーク社会や男女共同参画社会の到来など、急速な社会の変化への対応が求められている。

このため、文部科学省は、心豊かな文化と社会を継承・創造し、国際社会を生きる教養を備えた日本人を育成するべく、教育改革を進めている。

北九州市においては、このような国の教育改革の動きを踏まえつつ、新しい時代を担う子どもたちの育成は本市の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、市民の教育への期待や要望にこたえるため、平成15年2月に「北九州市教育改革プラン」を策定し、その着実な実施に努めている。

さらに、北九州市の教育をステップアップするため、平成15年5月に、有馬朗人元文部大臣を議長に迎え、「教育の北九州方式検討会議」を設置し、

新しい時代における教育の北九州方式の在り方について審議を行った。平成17年2月に出された答申では、「将来の北九州市を担う人材の資質を開花させるための学校づくり」と「地域コミュニティを活かした新しい教育システムの構築」について、北九州市ならではの教育を展開するための施策が提案されている。その実現にあたり、構造改革特別区域制度の活用は必要不可欠なものである。

(2) 北九州市ならではの教育の意義

北九州市は、100万都市でありながらお互いに支えあうという地域コミュニティの良さが色濃く残っている。こういった地域の絆の強さが、全国に先駆けて、高齢化対策における小学校区、行政区、市レベルで支える「三層構造」のもとに、支援が必要な人を地域で支える「地域福祉のネットワーク」の構築を可能にした。

また、モノづくりや公害克服の過程で培われた高度な技術やそれを支えてきた人材、さらには恵まれた自然環境が身近にあることも北九州市の強みである。これをさまざまな体験プログラムとして地域や学校における教育活動に生かすことは、子どもたちの生きる力や自立した心をはぐくむことにつながる。国の構造改革特別区域制度による規制緩和により、こうした北九州市の強みを教育課程の中に組み込み、子どもたちの学習をより効果的に実施することを可能とした。

また、地方分権の流れの中で、今後、行政サービスの質が問われ、都市間の競争が激しくなることが予想される。このような中であって、多様な教育の機会の提供は、都市の魅力を増大させ、周辺自治体への人口流出に歯止めをかけ、さらには、回帰を促すものと考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 北九州市の将来像

北九州市は、

環境分野における先進的な役割を果たす「世界の環境首都」

地域福祉のネットワークを構築する「少子高齢社会モデル都市」

市民・行政が一体となって教育の振興を図り、芸術・文化を創造する「教育・文化充実都市」

次世代産業の創出・育成と既存産業の高度化・活性化を図る「産業・頭脳未来都市」

東アジアへのゲートウェイとしての「交流・物流拠点都市」
身近な生活基盤が充実した「地域・生活充実都市」
としての発展を目指している。

(2) 教育の北九州方式の目的

このため、「教育の北九州方式検討会議」において、北九州市の将来を担う人材を育成する学校づくりという命題に取り組んだ際、まずそうした人材とはどういうものを明らかにするため、市内の企業等にアンケート調査を実施した。

その結果、倫理力、人間力がより高い子どもを育成し、その上で、

- ・ 国際的なコミュニケーション能力・国際感覚
- ・ 環境に関する理解
- ・ 科学技術に関する理解
- ・ 社会福祉に関する理解
- ・ 芸術・文化に関する能力
- ・ スポーツに関する能力

を伸ばしていく必要があるとの結論を得たところである。

そのために、北九州市では、新しいスタイルの学校を設立し、それぞれに「学び」のテーマを設け、将来の北九州市を担う人材の育成に力を注ぐこととしており、これらを実現するためには、既存の枠にとらわれない発想で学校づくりに取り組むことが必要である。

そのなかで、すでに学校像が明らかとなり、具体的に着手できるものから国の構造改革特別区域における規制緩和を活用し、北九州ならではの教育を実現するための学校を設立するものである。

(仮称) ひらおだい四季の丘小学校の設立

自然と共生するためのさまざまな体験活動を通して地球環境への理解を深め、本市の環境首都への取り組みの推進力となるような人材を育成する。

(仮称) 仰星学園高等学校の設立

不登校や引きこもりといった、問題を抱える子どもたちを対象に、その実態に応じてきめ細かく適切な支援を行い、進路の選択肢を広げることにより、社会的に自立した人材を育成する。

(仮称) 北九州ウェルネススポーツ専門学校の設立

競技技術の向上と人格形成を目的としたスポーツを主体とした教育活動を通し、礼節を学び、専門的な資格を取得することにより、自立した社会人を育成する。

(3) 都市の将来を担う人材

このように、社会を担う者としての責任を果たす自立した心を持つとともに、人として互いを尊重しあい、地球上のすべての生命との共生を図るという「自立と共生」の哲学に基づいて、体験活動や社会的自立といった特定のテーマを主眼とする教育により、社会や他者とのコミュニケーションが円滑にでき、都市の活性化や国際化をリードし、また「世界の環境首都」の推進力となりうる人材が地域社会に輩出されることになる。

市民との協働により、築き上げていく未来は、社会のあらゆる場面で、市民一人ひとりが“公共づくり”に関わり、さまざまな職業や専門分野において個人の能力を発揮し、まちづくりを支えていくことは、北九州市の将来像の実現を担う大きな力になるものと期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

北九州市ならではの財産（人材、施設、自然、既設学校等）を積極的に活用し、特色ある教育と多様な学習機会の提供により、教育に関心のある保護者が本市に抱くイメージを向上させ、周辺地域に居住する者の転居や住宅を求めて流出していった定住人口の本市への回帰を促すことにつながることを期待される。

また、新しい学校の設立や特色ある教育の展開により、教職員等の新規雇用の創出や次のような効果が見込まれ、都市経済の活性化に寄与できるものと考えられる。

(1) (仮称)ひらおだい四季の丘小学校

豊かな自然の中での体験や温かい地域コミュニティとの交流、子どもたち自身の力で取り組む農作業などの体験活動を通して、教室における座学だけでは修得が困難な、教科学習における深い理解、人と人とのかかわりや社会生活における自主性、自律性の大切さを身に付けることができる。

新たに学校が設置されることにより、6名の教職員の新規雇用の創出が

見込める。

四季の丘小学校が設立される平尾台地区は、国の天然記念物にも指定されているカルスト台地を擁し、市街化調整区域にも指定されており、新たな定住者の流入は見込めない。また、農業と観光に地域産業の大部分を拠っている。そのような中で、子どもたちの生きいきとした息吹が地域住民に活力を与えるものと大きな期待が寄せられている。

(2) (仮称) 仰星学園高等学校

心因性の不登校や引きこもり傾向にある子どもたちに、通常の教科指導とあわせて、心的改善のための取り組みに十分な時間を割くことができ、社会的自立支援に大きな効果が期待できる。

高等学校を中途退学する県内の高校生は、平成15年度で、3,755人と、全国で7番目に多く、深刻な状況にある。市内に限ったデータはないものの、当時の中途退学率(2.4%)を平成16年度の市内高等学校の生徒数(31,938人)にあてはめて考えると、750人前後の生徒が何らかの事情で中途退学していると推測される。そのうちの100人を、毎年この学校で受け入れることが可能となり、不登校や引きこもり傾向にある子どもの心的改善と社会的自立が見込まれる。

この学校の設置により、37名の教職員の新規雇用の創出が見込める。

(3) (仮称) 北九州ウェルネススポーツ専門学校

スポーツに関する地域特性(スポーツ振興に取り組む背景)

北九州市のスポーツ歴史観

北九州市は、1901年の八幡製鐵所の操業以来、現三菱化学、現住友金属小倉など、重厚長大型の企業集積が進み、企業スポーツが日本のアマチュアスポーツをリードしていた時代、本市は、オリンピック出場選手をはじめ多くのトップアスリートを生み出した。

新日本製鐵八幡製鐵所では、1936年のベルリンオリンピックから1988年のソウルオリンピックまでの日本が参加した11大会において、42人の選手を送り出し、11個のメダルを獲得している。

このような地元選手の活躍は、市民の地域に対する「愛着」や「誇り」

を醸成し、地域スポーツの振興面でも大きな成果となって表れている。

少年スポーツの振興

企業スポーツは、市民のスポーツ熱を高めただけでなく、多くの指導者も輩出した。その結果、本市における少年スポーツのレベルは格段に高まっている。

本市では、全日本少年サッカー大会で優勝経験のある小倉南フットボールクラブ、卓球では、小中高校とすべての段階で日本のトップに君臨し、世界プロツアーに参戦している岸川聖也選手を育てた石田卓球クラブなど、多くの分野で小学生からの競技スポーツの育成に力を注いでいる。

また、中学校や高等学校でも、女子駅伝、女子バスケットボール、男子柔道、水泳、ウェイトリフティングなど様々な種目において、国体や全国大会で上位入賞を果たしている。

オリンピック選手やプロ選手を輩出

これらの取り組みの結果、アテネオリンピックにおいても、体操団体に金メダルを獲得した中野大輔選手、バレーボール代表 竹下選手など、本市在住者や出身者が活躍した。

また、柴原選手や新垣選手など多くのプロ野球選手も輩出している。

本市のスポーツ振興の取り組み

本市では、市民サッカーチームであるニューウエーブ北九州、市民球団・北九州アイアonzの設立などを支援するとともに、卓球女子のアジアカップの開催、北九州市選抜女子駅伝大会の開催など、ハイレベルの競技スポーツを観戦する機会の提供、さらに北九州市民スポーツ賞による優秀選手に対する表彰など、競技レベルの向上に力を注いでいる。

全国的には、スポーツ活動が地域の特色づくりに寄与している例も見受けられるなか、23名の教職員の新規雇用の創出、市外からの入学者を含め230名の生徒の創出は、地域経済への波及効果、若者の流出防止・集積による活性化や街なか再生、北九州市のにぎわい演出の効果が見込まれる。かつて、北九州市のスポーツ振興を牽引してきた、新日鐵八幡をはじめとするいわゆる実業団の休廃部が相次ぐなか、専門的なスポーツ活動を展開するこの学校は、地域との交流（子どもスポーツ教室、交流試合）を通して本市のスポーツ振興にとって大きな推進役としての役割が期待され

る。

8 特定事業の名称

8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

8 2 0 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

8 2 6 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対する I T 等の活用による学習機会拡大事業

8 3 3 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業

9 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 自然体験、社会体験活動事業

「総合的な学習の時間」推進事業

小・中・養護学校における総合的な学習の時間をはじめ、各教科等の授業づくりにおいて、自然体験や社会体験など様々な体験的な学習や問題解決的な学習を充実させていけるような指導方法等を創意工夫することにより、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力など〔生きる力〕をはぐくむ教育の充実を図る。

「総合的な学習の時間」推進事業

国際理解、情報、環境、福祉・健康等の現代社会の課題や自分の生き方等にかかわる課題に取り組み、充実を図る学習活動

児童生徒の興味・関心や学校・地域の特色等に応じた課題に取り組む学習活動

ジュニア・サマースクール北九州

子どもたちの探究心や創造力、学習に対する興味・関心を高め、自ら進んで学習する習慣を身に付け、主体的に学ぶ楽しさを味わうことを目指して、毎年、学習教室「ジュニア・サマースクール北九州」を開催している。

ここでは、人的・物的資産を活用し、北九州市ならではの特色を生かし、モノづくり、自然、歴史と産業探索、英会話などの体験活動を展開している。

青少年の自然体験活動事業

異年齢集団による長期の自然体験活動をとおして、物質的な豊かさや便利さの中で失われてきている心の「豊かさ」「たくましさ」、また「自ら考え自ら解決する力」などを取り戻し、優しく、たくましい子どもを育成することを目的として、北九州市内の主要な山の登山を含め、約 100 キロを歩く「チャレンジ100キロ～歩け北九州っ子若武者の旅～」、紫川を舞台にキャンプや沢登りやカヌー体験などを行う「紫川大冒険」といった自然体験活動を実施している。

北九州エコツアー

学校・園の教育活動全体において、環境にかかわる体験活動や問題解決的な学習を通して環境に対する豊かな感受性を育てるとともに、環境に対する認識を深め、よりよい環境保全・改善のために主体的に行動する実践的な態度、能力を育成するため、

ア 環境ミュージアムやエコタウン、学術研究都市など関連施設での体験的な学習の推進

イ 環境ボランティアを活用した環境学習の推進

ウ 研究推進校による市民への啓発

エ 環境フォーラムの実施

などを行っている。

のびのびフレンドリースクール

保護者の希望があり、かつ教育的な効果が期待できる場合に、指定学校変更の許可を経て、自然環境に恵まれた小規模な小学校に通学することにより、児童の豊かな人間性と自然を愛する心などを培っていく。

(2) 不登校対策

不登校は、家庭・学校・地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合って発生しており、憂慮すべき状況にある。この問題解決に向け、本市では児童生徒や保護者を対象に、さまざまな施策を実施している。

適応指導教室

小中学校の児童生徒を対象に、心因性の不登校児童生徒を通所させながら、教育相談員や専門指導員によるカウンセリングや学校復帰に向けた指導により、集団適応、生活習慣の確立、自学自習の援助を行う。

教育相談

子ども総合センター及び市内5箇所の少年支援室で、保護者や学校関係者を対象に教育相談員による不登校、いじめ等に関する相談に応じる。

また、学識経験者や臨床心理の専門家を派遣し、児童生徒や教職員を対象に不登校、いじめ等に関する相談に応じる学校巡回カウンセラー事業を行う。

不登校児童生徒療育キャンプ(ワラビーキャンプ・ウィンターキャンプ)

心因性による不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒を対象に、不登校の解決を図る一環として、指導員等の指導・援助のもとに療育キャンプを行い、自主性、自立心の育成を図る。

不登校について考える親の懇談会

不登校について、同じ悩みを持つ親が集まり、お互いの心の内を語り合い、専門家の助言などを得ながら、親としての考え方や行動のしかたを考える。

北九州市不登校対策推進協議会

不登校の解決についての方策を検討するとともに、これらの課題についての正しい認識を広め、不登校児童生徒に対する家庭・学校・地域社会における適切な指導の実現に努める。

不登校対策研究推進委託事業

中学校7校で、不登校及び不登校傾向にある生徒に対するさまざまな体験活動を通じた学校復帰の支援方策の調査研究を行い、不登校の解決に向けた研究事業を推進する。

スクールカウンセラー活用事業

いじめや不登校等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとしてすべての市立中学校に配置し、もって生徒指導上の諸問題の解決を図る。

フレンドリー指導員事業

不登校への対応や、いじめ・暴力行為など児童生徒の問題行動の解決に

資するため、フレンドリー指導員を必要に応じて小・中学校に派遣する。

メンタルフレンド、友達ボランティア

軽度及び回復期にある不登校、ひきこもりの子どもたちに対し、訪問指導の一環として、「メンタルフレンド」「友達ボランティア」を家庭に派遣し、友達感覚の身近な理解者として、遊びや勉強等をともに体験していくことで、対人関係の改善・向上を図るなどの援助活動を行う。

心のケアを大切にする高等学校の設立

北九州市は、「教育の北九州方式検討会議（議長 有馬朗人元文部大臣）」の答申を踏まえ、高等学校段階の不登校や引きこもり傾向にある子どものために、「臨床心理士をはじめとする専門の指導員を配置し、このような子どもたちを対象に、その実態に応じてきめ細かく適切な支援を行い、進路の選択肢を広げることにより、社会的に自立した人材を育成する」高等学校の設置を検討している。

この学校は、民間の優れたノウハウ等の活用が必要であるとの認識のもと、構造改革特別区域制度において国で検討されている公設民営方式による高等学校を視野に入れ、不登校や引きこもり傾向にある子どもたちに配慮した教育がなされる学校とする。

（３）スポーツ振興

市民の心身の健全な発達と、明るく豊かな市民生活の確立を目指し、生涯スポーツ振興の柱として、体育施設の整備充実、スポーツ教室や市民体育祭をはじめとする各種スポーツ行事の開催、指導者養成と組織化などを通して、市民体育・スポーツの普及振興に努めている。

市民スポーツ賞

本市のスポーツの振興と競技力の向上を図り、併せて市民意識の高揚に資するため、スポーツの分野で優秀な成績をあげた個人及び団体を表彰する。

市民体育祭

体育の日を中心に、北九州市民の間に広く体育・スポーツ・レクリエーションを振興させ、その普及とスポーツマンシップの高揚を図り、健康で明るい市民生活に役立たせるため、市民スポーツの祭典を開催する。

指導者養成

地域に根ざした、コミュニティ・スポーツを推進する指導者の資質の向上を図るため、「生涯スポーツリーダー養成講座」「少年少女スポーツ指導者講習会」「体育指導委員研修会」等の指導者研修会を展開し、正しいスポーツ、楽しいスポーツの普及・振興を図る。

国際交流事業

友好都市・姉妹都市を中心に、野球、マラソン等のスポーツを通じた国際交流事業や各種国際大会への参加補助を行うことにより国際交流の推進を図る。

レディース・スポーツフェスティバル

市制35周年を記念して始まった女性だけの総合スポーツ大会。競技は、総合体育館他市内18会場で球技、武道、ニュースポーツなど22種目を開催する。

地域総合型スポーツクラブ育成・支援

長引く経済不況や少子化により企業スポーツ、学校の部活動の衰退など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、「誰でも」「どこでも」「いつまでも」スポーツを楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」の育成・支援が必要となっている。

そのような中、平成13年8月の北九州市スポーツ振興審議会答申「21世紀における北九州市のスポーツ振興の在り方」において、総合型地域スポーツクラブの育成を中心とした提言がなされた。この提言を踏まえ、クラブの運営の援助など「総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業」を展開している。

ア．北九州市スポーツセンターの設置

イ．総合型地域スポーツクラブ育成補助金の交付

ウ．北九州市の総合型地域スポーツクラブ

戸畑コミスポ（H14. 8 NPO法人格取得）

香月・千代スポーツクラブ（H14. 6 設立）

スポネット東郷（H16. 4 設立）

ジュニアスポーツ体験教室

スポーツに接する機会の少ない小学校低学年の子どもを対象に、スポーツやレクリエーション活動によって体を動かすことのたのしさを体験してもらい、スポーツをする習慣を身につけさせる。

ドリームスポーツタウン推進事業

市民に夢や感動を与える“市民チーム”や“トップアスリート”を育成するため、市民サッカーチーム『ニューウェーブ北九州』による小中学生を対象とした巡回指導や、ニューウェーブ北九州のチームの練習に参加するサッカークリニックを実施する。

また、本市における女性のサッカー振興を図るため、市内の女子サッカーチームと近県チームとの交流試合を行う。

北九州市スポーツ強化事業

手軽に合宿や講習会等が実施できる“スポーツ強化拠点施設”として、式秀部屋研修センターを活用し、本市の競技スポーツ全体のレベルアップと生涯スポーツの普及・振興を図る。

スポーツ・芸術の才能を伸ばす学校の設立

北九州市内の中学校のスポーツ活動や芸術文化活動の現状を見ると、多くの学校が部活動を中心に積極的な取り組みを展開し、全国大会等で優秀な成績を収めている。しかし、競技種目によっては、市内の高等学校に全国レベルの学校がないため、優秀な選手が市外へ進学する例が見られる。これは、市内に希望する学校がないために、才能を持ちながらそれを生かす場や機会を失う生徒がいることを示している。

一方、北九州市立戸畑商業高等学校では、陸上部やダンス部をはじめ数多くの部活動が、全国レベルあるいはそれに準じる実績を上げている。この特色を生かし、スポーツや芸術に力点を置いた学科内コースを有する普通科を設置したり、北九州芸術劇場との連携を図ったりするなど、北九州市立戸畑商業高等学校を優秀な指導者のもと、それぞれの分野で優れた才能のある子どもたちの能力を伸ばす高等学校として再編する。

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

NPO法人 ひらおだい自然塾によって設立される学校法人によって設置される学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

NPO法人 ひらおだい自然塾が北九州市内の廃校となる小学校校舎を利用して学校事業を行うべく設立する学校法人

(2) 事業が行われる区域

福岡県北九州市小倉南区平尾台2丁目5番24号

(3) 事業開始の時期

平成18年 4月 1日

(4) 事業により実現される行為

北九州市小倉南区平尾台2丁目5番24号所在の現北九州市立新道寺小学校平尾分校(平成18年3月廃校予定)をNPO法人ひらおだい自然塾によって設立される学校法人に貸与する。当該学校法人は、平成18年4月から、憲法及び教育基本法の理念を踏まえつつ、かつ、学校教育法第18条に規定された小学校教育の目標の達成に資するため、同法第18条の2の規定の趣旨を踏まえて、平尾台の豊かな自然環境の中で、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を積極的に取

り入れる私立小学校を開校する。

当該小学校は、北九州市教育委員会と連携を図り、NPO法人として蓄積してきた独自のノウハウに加えて、指導主事等の適切な助言のもとに体験学習プログラムの研究開発に取り組む。その成果として得られた優れた取組みについては、北九州市教育委員会が広く市立小学校に紹介し、各市立小学校における総合的な学習の時間等の体験活動の充実に資するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取り組みの期間

平成18年度から事業を開始し、評価、検証しながら、永続的かつ安定的な教育を展開する。

(2) 教育課程の基準によらない部分

学校教育法施行規則で定める各教科の授業時数を次表のとおり削減する。第1学年及び第2学年において「総合的な学習の時間」を位置付ける。第3学年から第6学年までの「総合的な学習の時間」の授業時数を増加する。各学校における総合的な学習の時間の名称については、学習指導要領において各学校において適切に定めるものとされており、当該学校における名称は「プロジェクト」とする（以下「総合的な学習の時間」を「プロジェクト」という。）

授業時数削除のため教科で取り扱わないこととする目標や内容に関わる部分については、「プロジェクト」において学習することとする。

「特別活動」についても授業時数を増加する。

以上により、総授業時数が学校教育法施行規則に規定された授業時数を上回ることになる。

学校教育法施行規則で定める各教科の標準時間から削除する授業時間

学年 教科名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考
国語	50	58	50	50			
社会				11	16	26	
算数	3	7	2	2	2	2	
理科				16	21	21	
生活	28	31					
家庭					28	23	
体育	4	8					
計	85	104	52	79	67	72	

学校教育法施行規則で定める各教科の標準時間及び実際の授業時間

学年	1	2	3	4	5	6
国語	272 - 50	280 - 58	235 - 50	235 - 50	185	185
	272	280	235	235	180	175
社会			74	85 - 11	90 - 16	100 - 26
			70	85	90	100
算数	114 - 3	155 - 7	150 - 2	150 - 2	150 - 2	150 - 2
	114	155	150	150	150	150
理科			74	90 - 16	95 - 21	95 - 21
			70	90	95	95
生活	102 - 28	105 - 31				
	102	105				
音楽	68	70	66	66	50	50
	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	66	66	50	50
	68	70	60	60	50	50
家庭					60 - 28	55 - 23
					60	55
体育	90 - 4	90 - 8	90	90	90	90
	90	90	90	90	90	90
道徳	37	37	37	37	37	37
	34	35	35	35	35	35
特別活動	74	74	74	74	74	74
	34	35	35	35	35	35
総合 (プロジェクト)	211 + 85	192 + 104	244 + 52	217 + 79	229 + 67	224 + 72
			105	105	110	110
総時数	1,036	1,073	1,110	1,110	1,110	1,110
	782	840	910	945	945	945

1 授業時数を 45 分で計算した。

備考

科目名	本校授業時数 (年 37 週)	時数欄の - 以降の数字はプロジェクトの時間で振替える。
	学校教育法施行規則 規定時数 (年 35 週)	

各季休業期間

春 1 週(4/29 ~ 5/ 5) , 夏 8 週(7/20 ~ 9/12) , 秋 1 週(10/24 ~ 11/ 3)

冬 2 週(12/23 ~ 1/ 6) , 学年末 3 週(3/20 ~ 4/ 7)

祭日は授業を行う。短縮授業は行わない。

教科指導時間から削除される学習指導要領の内容
(プロジェクトに振替える内容)

教科：国語

学年：1、2年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
<p>A 話すこと・聞くこと (1) 話すこと・聞くことの能力を育てるため、次の事項について指導する。</p> <p>ア 知らせたい事を選び、事柄の順序を考えながら、相手に分かるように話すこと。</p> <p>イ 大事な事を落とさないようにしながら、興味をもって聞くこと。</p> <p>ウ 身近な事柄について、話題に沿って、話し合うこと。</p>	<p>【衣】【食】【住】共通 「発表会をする」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1対1での対話、1対多数のスピーチグループでの話し合い等の場面で自分の考えを述べる機会を多く設定することで、どんな順序で話せば相手に分かるか判断する力を養う。 ・ また、他の人の発表を聞き、その中から大事なことは何かを考えて聞く力を身に付ける。 ・ 特に2年生は話し合いの中で質問などを積極的に出せるように指導する。 	<p>2年 8h</p>
<p>C 読むこと (1) 読むことの能力を育てるため、次の事項について指導する。</p> <p>ア 易しい読み物に興味をもち、読むこと。</p> <p>イ 時間的な順序、事柄の順序などを考えながら内容の大体を読むこと。</p> <p>ウ 場面の様子などについて、想像を広げながら読むこと。</p> <p>エ 語や文としてのまとめりや内容、響きなどについて考えながら声に出して読むこと。</p>	<p>【衣】「家畜の種類、飼い方を調べる」・ 「羊の利用法を調べる」 【食】「カレーの種類、食材を調べる」・ 「食べ物について調べる」 【住】「家の種類、材料を調べる」・「家の利用法について調べる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する言葉をキーワードにしてテーマに沿った本を選び読んでみる。内容について教師の補足説明を受けながら読んでいく。 ・ また、自分が読んだ本のなかで、みんなに知らせたい本の内容を、文のまとめりや内容、響きに注意して音読し聞いてもらう。 	<p>30h 20h</p>
	計	<p>1年 50h 2年 58h</p>

<p>イ 目的に応じて、中心となる語や文をとらえて段落相互の関係を考え、文章を正しく読むこと。</p> <p>オ 目的に応じて内容を大きくまとめたり、必要なところは細かい点に注意したりしながら文章を読むこと。</p> <p>カ 書かれている内容の中心や場面の様子がよく分かるように声に出して読むこと。</p>	<p>ながら読む。また注目すべき点については内容を数人でまとめる。</p> <p>【衣】【食】【住】共通 「本を紹介する」</p> <ul style="list-style-type: none"> みんなに知らせたい本の内容の中心や場面の様子がよく分かるように注意して音読し聞いてもらう。 	
	計	50h

教科：社会

学年：4年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
<p>(1) 自分たちの住んでいる身近な地域や市(区、町、村)について、次のことを観察、調査したり白地図にまとめたりして調べ、地域の様子は場所によって違いがあることを考えるようにする。</p> <p>ア 身近な地域や市(区、町、村)の特色ある地形、土地利用の様子、主な公共施設などの場所と働き、交通の様子など</p>	<p>特に4年生は地域を調査するため、住民に聞き取りなどを行い、地図づくりに取り組む。</p> <p>【衣チーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 羊を受け入れる準備のため、昔酪農を行っていた家庭を訪問し、調査する。周辺地域にも広げて地図を作成し、酪農について考える。 <p>【食チーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近郊農家の支援を受け、実際の栽培体験を行う。どこで何をつくれるのか、向き不向きなどを調査し、周りの地図を作る。 <p>【住チーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家の種類を調べることを通して、人間の住生活、地域の建物、歴史を学ぶ。各家庭に聞き取り調査に出向き、周りの地図を作る。 	11h
	計	11h

教科：社会

学年：5年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
<p>(3)</p> <p>我が国の通信などの産業について、次のことを見学したり資料を活用したりして調べ、これらの産業は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする</p> <p>ア 放送、新聞、電信電話などの産業と国民生活とのかかわり</p> <p>イ これらの産業に従事している人々の工夫や努力</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 調べたことについてグループ内でまとめ冊子にする。また、そのことを通じ産業としての情報、通信について学ぶ。主にインターネットを利用して関連したことに関心を待たせる。 	6h
<p>(4)</p> <p>我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図その他の資料を活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。</p> <p>ア 国土の位置、地形や気候の概要、気候条件から見て特色ある地域の人々の生活</p> <p>イ 公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ</p> <p>ウ 国土の保全や水資源の涵(かん)養のための森林資源の働き</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺に材料集め等で校外へ出かける折に触れ、カルスト台地である平尾台の特性を学ぶ。(地形的特徴やアルカリ性土壌に適した農業や酪農、植生など) 北九州市立の「環境ミュージアム」や「いのちのたび博物館」への見学を実施し公害とその克服の歴史や環境問題、生活環境についての理解を深める。 	10h
	計	16h

教科：社会

学年：6年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
<p>(1)</p> <p>我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 近郊の名所・旧跡をたずね、歴史に興味を持たせる。 また、見学の前後で、教科書や資料で歴史を調べ、成果をまとめると 	12h

<p>を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。</p> <p>ア 農耕の始まり、古墳について調べ、大和朝廷による国土の統一の様子が分かること。その際、神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと</p> <p>イ 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子、貴族の生活について調べ、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起こったことが分かること</p> <p>ウ 源平の戦い、鎌倉（かまくら）幕府の始まり、元との戦い、京都の室町に幕府が置かれたころの代表的な建造物や絵画について調べ、武士による政治が始まったことや室町文化が生まれたことが分かること</p> <p>エ キリスト教の伝来、織田（おだ）・豊臣（とよとみ）の天下統一について調べ、戦国の世が統一されたことが分かること</p> <p>オ 江戸幕府の始まり、大名行列、鎖国、歌舞伎（かぶき）や浮世絵、国学や蘭学（らんがく）について調べ、身分制度が確立し武士による政治が安定したことや町人の文化が栄え新しい学問が起こったことが分かること</p> <p>カ 黒船の来航、明治維新、文明開化などについて調べ、廃藩置県や四民平等などの諸改革を行い、欧米の文化を取り入れつつ近代化を進めたことが分かること</p>	<p>もに、見学地と見学地の間の時代の流れや歴史を学習する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域にある古墳や壇ノ浦の古戦場などを実際に見ることで知る。これに関連して国の成り立ちから明治維新までを学習する。 ・ 関門海峡、太宰府天満宮、吉野ヶ里・長崎に行く。 	
<p>キ 大日本帝国憲法の発布、日清（にしん）・日露の戦争、条約改正、科学の発展などについて調べ、我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことが分かること</p> <p>ク 日華事変、我が国にかかわ</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の高齢者を訪ね、官営八幡製鐵や公害克服の歴史を学ぶ、これに関連して、明治期以降現代までの歴史と日本の近代化において郷土が果たしてきた役割を学ぶ。 <p>テーマを定めた昔話を中心に聞き取</p>	<p>4 h</p>

<p>る第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などについて調べ、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことが分かること</p>	<p>りを行い、まとめる。</p>	
<p>(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民生活と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。</p> <p>ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること</p> <p>イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること</p> <p>(3) 世界の中の日本の役割について、次のことを調査したり地図や資料などを活用したりして調べ、外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする。</p> <p>ア 我が国と経済や文化などの面をつながりが深い国の人々の生活の様子</p> <p>イ 我が国の国際交流や国際協力の様子及び平和な国際社会の実現に努力している国際連合の働き</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで取り組んできたプロジェクトにおいて、外国とのかかわりや世界における日本の役割、憲法の精神などを調べ、小学校6年間のまとめとして発表する。 <p>動物の飼育(衣)や作物の出荷(食)、建物の管理(住)などを通して政治や地方の関連を、また法律について考える。</p> <p>それらの活動を通じた視点で、貿易(製品・商品の輸出入)や各国の製品についてなどを調べ、どのように各国とのかかわりがあるのかを考え、まとめる。</p>	<p>10h</p>
	<p>計</p>	<p>26h</p>

教科：算数

学年：1年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
A 数と計算 (1) ものの個数を数えることなどの活動を通して、数の意味について理解し、数を用いることができるようにする。 イ 個数や順番を正しく数えたり表したりすること。	【衣】羊を飼う準備をする 【食】材料の準備をする 【住】材料の準備をする ・材料を準備する際に、物を数えるなどの作業を手伝う。	3h
	計	3h

教科：算数

学年：2年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
A 数と計算 (1) 数の意味や表し方について理解し、数を用いる能力を伸ばす。 ア 同じ大きさの集まりにまとめて数えたり、分類して数えたりすること。 イ 4位数までについて、十進位取り記数法による数の表し方及び数の大小や順序について理解すること。 ウ 数を十を単位としてみたり百を単位としてみたりするなど、数の相対的な大きさについて理解すること。 エ 一つの数をほかの数の積としてみるなど、ほかの数と関係付けてみること。	【衣】羊を受け入れる準備をする 当番を決める作業をする 【食】材料の準備をする 飼育・耕作の作業をする 【住】材料の準備をする 建築場所の準備をする ・準備の段階で調査や資料集めなどを行い、数の意味や表し方についての理解を深める。 ・材料を準備する際に、物を数えるなどの作業を手伝うことで数の大小や順序について理解する。	7h
	計	7h

教科：算数

学年：3年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
A 数と計算 (1) 数の表し方についての理解を深め、数を用いる能力を伸ばす。 ア 万の単位について知ること。	【衣】羊を飼う準備をする 【食】材料の準備をする 【住】材料の準備をする ・購入計画の計算などを手伝う。 ・お金の計算などで単位を使う。	2h
	計	2h

教科：算数

学年：4年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
A 数と計算 (1) 整数が十進位取り記数法によって表されていることについての理解を一層深める。 ア 億、兆の単位について知り、十進位取り記数法についてまとめること。	【衣】羊を飼う準備をする 【食】材料の準備をする 【住】材料の準備をする ・購入計画の計算などを手伝う。 ・お金の計算などで単位を使い、万の単位から発展して使用する。	2h
	計	2h

教科：算数

学年：5年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
A 数と計算 (1) 整数の性質についての理解を深める。 ア 整数は、観点を決めると偶数、奇数に類別されることを知ること。	【衣】羊を飼う準備をする 【食】材料の準備をする 【住】材料の準備をする ・購入計画の計算などを行う。 ・材料を準備する際に物を数えたり、分けたりするときなどに利用する。	2h
	計	2h

教科：算数

学年：6年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
D 数量関係 (1) 簡単な場合について、比の意味を理解できるようにする。	【衣】 羊を飼う準備をする 【食】 材料の準備をする 【住】 材料の準備をする ・購入計画の計算などを行う。 ・材料を準備や分けるときに利用する。	2h
	計	2h

教科：理科

学年：4年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
A 生物とその環境 (1) 身近な動物や植物を探したり育てたりして、季節ごとの動物の活動や植物の成長を調べ、それらの活動や成長と季節とのかわりについての考えをもつようにする。 ア 動物の活動は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること イ 植物の成長は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること	【衣】【食】【住】共通 ・動物を飼育することでその生態、成長過程、命を大切することを体験的に学ぶ。4年生は、交代で、飼育（成長）状況の記録を担当し、季節ごとの動物の活動や植物の成長を調べ、それらの活動や成長と季節とのかわりについての考える。	6h
B 物質とエネルギー（3） 乾電池や光電池に豆電球やモーターなどをつなぎ、乾電池や光電池の働きを調べ、電気の働きについての考えをもつようにする。 ア 乾電池の数やつなぎ方を変えると、豆電球の明るさやモーターの回り方が変わること イ 光電池を使ってモーターを回	【衣チーム】「電気と衣服」 ・電動ミシンや自動織り機の普及により衣服が手軽に手にはいるようになったことから、電気の仕組みの基礎を乾電池と豆電球、光電池とモーターで実験的に学ぶ。 【食チーム】「電気と調理」 ・手軽に調理ができる電気による調理器の便利さから、電気の仕組みの基礎を乾電池と豆電球、光電池とモーターで実験的に学ぶ。	5h

すことなどができること	ターで実験的に学ぶ。 【住チーム】「電気と住まい」 ・ 快適な暮らしには電気が欠かせないことから、電気の仕組みの基礎を乾電池と豆電球、光電池とモーターで実験的に学ぶ。	
C 地球と宇宙 (1) 月や星を観察し、月の位置と星の明るさや色及び位置を調べ、月や星の特徴や動きについての考えをもつようにする。 ア 月は絶えず動いていること イ 空には、明るさや色の違う星があること ウ 星の集まりは、1日のうちでも時刻によって、並び方は変わらないが、位置が変わること	【衣チーム】夜更かし会（おひつじ座） 【食チーム】夜更かし会（みずがめ座） 【住チーム】夜更かし会（てんびん座） ・ 夜更かし会のため、月の動きや星の明るさ等を事前に調べる。 ・ 星座を見ながら時間を過ごすことで星や月などの天体の動きについて体験的に学ぶ。	5h
	計	16h

教科：理科

学年：5年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
A 生物とその環境 (1) 植物を育て、植物の発芽、成長及び結実の様子を調べ、植物の発芽、成長及び結実とその条件についての考えをもつようにする。 ア 植物は、種子の中の養分を基にして発芽すること イ 植物の発芽には、水、空気及び温度が関係していること ウ 植物の成長には、日光や肥料などが関係していること エ 花にはおしべやめしべなどがあり、花粉がめしべの先に付くとめしべのもとが実になり、実の中に種子がで	【衣チーム】「綿花の栽培」 ・ 綿花の栽培を通して、植物の発芽、成長及び結実の様子を調べ、植物の発芽、成長及び結実とその条件について考える。 【食チーム】「作物の栽培」 ・ 作物の栽培を通して、植物の発芽、成長及び結実の様子を調べ、植物の発芽、成長及び結実とその条件について考える。 【住チーム】「ビオトープ作り」 ・ ビオトープ作りの活動を通して、植物の発芽、成長及び結実の様子を調べ、植物の発芽、成長及び結実とその条件について考える。	10h

きること		
<p>(2)</p> <p>魚を育てたり人の発生についての資料を活用したりして、卵の変化の様子を調べ、動物の発生や成長についての考えをもつようにする。</p> <p>ア 魚には雌雄があり、生まれた卵は日がたつにつれて中の様子に変化してかえること</p> <p>イ 人は、母体内で成長して生まれること</p>	<p>【衣チーム】「生命の誕生」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 羊を育てたり人の発生についての資料を活用したりして、卵の変化の様子を調べ、動物の発生や成長についての考えをもつようにする。 <p>【食チーム】「食卓に肉が届くまで」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牛肉や豚肉などが生命として誕生して食卓にのぼるまでを調べることを通して、動物の発生や成長についての考えをもつようにする。 <p>【住チーム】「ビオトープ作り」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 池のビオトープに生息するメダカの保護、観察をする中で、卵の変化の様子を調べ、動物の発生や成長についての考えをもつようにする。 	5h
<p>C 地球と宇宙</p> <p>(1)</p> <p>1日の天気の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、天気の変り方を調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつようにする。</p> <p>ア 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること</p> <p>イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <p>5年生は、交代で気象状況の記録を担当し、自分たちで天気予報を考えるなどの取り組みを行う。</p>	6h
	計	21h

教科：理科

学年：6年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
<p>C 地球と宇宙</p> <p>(1)</p> <p>土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつように</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平尾台のカルスト地形を題材に、日ごろの活動の中で、土地の侵食や地層の成り立ちなど、機会あるたびにその場で学習していく。 	21h

<p>する。</p> <p>ア 土地は、礫（れき）、砂、粘土、火山灰及び岩石からできており、層をつくって広がっているものがあること</p> <p>イ 地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってでき、化石が含まれているものがあること</p> <p>ウ 土地は、火山の噴火によって変化すること</p> <p>エ 土地は、地震によって変化すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> また、平尾台とそれ以外の土地とを比べ、違いや特性などを学習する。 社会見学 長崎（雲仙）に行く。 火山の様子や周辺への影響、人々の暮らしの様子なども考える。 	
	計	21 h

教科：生活

学年：1，2年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
<p>(1)</p> <p>学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のこと分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。</p>	<p>【衣】【食】【住】共通 中間発表（収穫祭・上棟式）</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り組みの中間発表としての収穫祭等で活動報告を行う。そのなかで地域の人々との交流を行い、学校及び学校周辺の様子に関心をもちさせる。調べた成果は絵に描いたり、説明文を書いたりして表現できるようにする。 1年生においては地域への案内状を配布するためのルート作りを考え、地域の地理等を理解する。 2年生は、まちの様子を調べ、成果を絵に描いたり、説明文を書いたりして表現できるようにする。 	6 h
<p>(3)</p> <p>自分たちの生活は地域の人々や様々な場所とかがわっていることが分かり、それらに親しみをもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プロジェクトでお世話になる地域の方を訪ね、1年間の活動でお世話になることをお願いに行く。 特に、1年生は、元気よくあいさつができること。2年生は、1年生を見守りながら行動が取れることに主眼を置く。 	4 h

	<p>【衣】【食】【住】共通 中間発表（収穫祭・上棟式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組みの中間発表としての収穫祭等を行うことで地域の人々に協力を依頼したり、当日は、ホストとして展示物の説明をしたりする。 	2年生 3h
<p>(4)</p> <p>公共物や公共施設はみんなのものであることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中心でもある平尾台観察センターや隣接する駐車場等の清掃を定期的に行い、公共物や公共施設はみんなのものであることやそれを支えている人々がいることなどを学ぶ。 ・ 2年生は、上記の取り組みの発展として、各プロジェクトで発生するゴミや家畜の飼育に伴う「におい」や騒音（鳴き声）と周辺住民との関わりや配慮についてまでも学ぶ。 	12h
<p>(7)</p> <p>動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心を持ち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気付き、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする。</p>	<p>【衣】【食】【住】羊・鶏・犬の飼育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学年別にテーマを決め、観察記録を作り、各プロジェクトの家畜の状況を比較する。 1年生は、えさの摂取量 2年生は、個体の変化（重さや大きさ） 	6h
	計	1年 28h 2年 31h

教科：家庭

学年：5年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
<p>(5)</p> <p>日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができるようにする。 ア 調理に必要な材料の分量が分かり、手順を考えて調理</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発表会での料理 5年生は、調理の段取り等の計画立案を担当するとともに、分担した作業はしっかりこなせるようにする。他の学年の作業にも気を配り、必要であれば 	14h

<p>計画を立てること。</p> <p>イ 材料の洗い方、切り方、味の付け方及び後片付けの仕方が分かること。</p> <p>ウ ゆでたり、いためたりして調理ができること。</p> <p>エ 米飯及びみそ汁の調理ができること。</p> <p>オ 盛り付けや配膳（ぜん）を考え、楽しく食事ができること。</p> <p>カ 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及びこんろの安全な取扱いができること。</p>	<p>手助けができるようにする。</p>	
<p>(3)</p> <p>生活に役立つ物を製作して活用できるようにする。</p> <p>ア 布を用いて製作する物を考え、製作計画を立てること。</p> <p>イ 形などを工夫し、手縫いにより目的に応じた簡単な縫い方を考えて製作ができること。また、ミシンを用いて直線縫いをすること。</p> <p>ウ 製作に必要な用具の安全な取扱いができること。</p>	<p>【衣】羊毛を使って作品を作る。</p> <p>【食】テーブルクロスを作る。</p> <p>【住】カーテンを作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表会に向けての作品製作 ・特に5年生においては企画提案を積極的に行えるように指導する。 	<p>14 h</p>
	<p>計</p>	<p>28 h</p>

教 科：家庭

学 年：6年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
<p>(5)</p> <p>日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができるようにする。</p> <p>ア 調理に必要な材料の分量が分かり、手順を考えて調理計画を立てること。</p> <p>イ 材料の洗い方、切り方、味の付け方及び後片付けの仕方が分かること。</p> <p>ウ ゆでたり、いためたりして</p>	<p>【衣】【食】【住】共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表会での料理 <p>作業は、すべての学年で分担する。6年生は、事前の準備や下ごしらえなど担当し、調理に必要な事柄を十分理解し、作業にあたる他学年の児童に的確な指示や支援ができるようにする。</p>	<p>14 h</p>

調理ができること。 エ 米飯及びみそ汁の調理ができること。 オ 盛り付けや配膳（ぜん）を考え、楽しく食事ができること。 カ 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及びこんろの安全な取扱いができること。		
(3) 生活に役立つ物を製作して活用できるようにする。 ア 布を用いて製作する物を考え、製作計画を立てること。 イ 形などを工夫し、手縫いにより目的に応じた簡単な縫い方を考えて製作ができること。また、ミシンを用いて直線縫いをすること。 ウ 製作に必要な用具の安全な取扱いができること。	【衣】羊毛を使って作品を作る。 【食】テーブルクロスを作る。 【住】カーテンを作る。 ・発表会に向けての作品製作	9h
	計	23h

教科：体育

学年：1，2年

学習指導要領	プロジェクト	
内容	取り組み内容	授業時数
B ゲーム (3) ゲームを楽しむための簡単な規則を工夫することができるようにする。	【衣】【食】【住】共通 ・発表会での演技 自分達で演技内容や時間などを考え工夫して行う。 特に2年生においては話し合いに積極的に取り組むように指導する。	1年 4h 2年 8h
	計	1年 4h 2年 8h

(3) 計画初年度の教育課程の内容

学習指導要領の目指す、児童の基礎学力や人間的成長を促すために、平尾台地域の自然や環境を生かし、体験活動を中心に学校教育を実施する。この体験活動を展開するにあたっては、プロジェクトや特別活動等の日常生活の中にある行動や作業を教材として必要な学習内容を理解していく。

学級編制

各学年10名、計60名の小学校にあつては、2・3年生と4・5年生がそれぞれ複式学級となり計4クラスの学級編制となるが、このクラス編制で授業を行うのは、基礎学習(国語、算数)が中心となり、プロジェクトは、衣・食・住をテーマとする1～6年の縦割りによる3つのチームに分け、教員を配置し、授業を行う。

自然体験活動

生命維持の基本に関連したものを中心に、「ひらおだい」を学びの場にして活動することをすべての学習の出発点とし、そこからさまざまな多くの事象との関連や繋がりについて体験を通して総合的に学んでいく。

体験学習活動(社会体験活動)

プロジェクトや特別活動の時間を増加することにより体験活動を充実させ、子どもが意欲的に十分に学習し、主体的な追求力と創造力を高める。

プロジェクトの具体的な内容

地域や自然、文化に関連する具体的な課題について調べ、考え、確かめ、討議し、まとめ、表現する。多様な学習活動が自発的・協力的に展開される。こうした活動を核として他の教科の学習も子どもの興味や意味のあるものとして意欲的に展開する。

クラスには衣食住を基にしたテーマが年度当初に発表され(衣...織物、羊など、食...農業、料理など、住...工作、環境など)、そのテーマを出発点に学習計画を立てる。例えば、食の料理チームが郷土料理を地域で調べ(社会)、調理する(家庭)、作物を育てる(理科)、さらに、それらの活動記録をまとめて本にする(国語)など、広範囲の教科学習を包括した活動の可能性を持つと同時に、柔軟に学習機会を提供できる。

衣チーム：年間活動計画(案)

テーマ	4～7月	9～12月	1～3月
羊を飼う 家畜について学ぶ	話し合いをする 話を聞きに行く 見学に行く 準備をする 羊を飼う	羊の管理 話を聞きに行く 毛を刈る・製品化 夜更かし会	話し合い まとめ 発表会 次年度の計画 羊の管理

食チーム：年間活動計画(案)

テーマ	4～7月	9～12月	1～3月
カレーをつくる ご飯について学ぶ	話し合いをする 話を聞きに行く 見学に行く 買い物に行く 畑を作る	畑の管理 話を聞きに行く 収穫・調理 夜更かし会	話し合い まとめ 発表会 次年度の計画 畑の管理

住チーム：年間活動計画(案)

テーマ	4～7月	9～12月	1～3月
ログハウスをつくる いえについて学ぶ	計画を立てる 話を聞きに行く 見学に行く 材料をそろえる 作業	作業 話を聞きに行く 棟上式 夜更かし会	話し合い まとめ 発表会 次年度の計画 建物の管理

「プロジェクト」の評価

「プロジェクト」の時間については、学習指導要領に示された「総合的な学習」の時間の二つのねらい

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること

学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること

などを踏まえ、具体的に定めた目標、内容に基づいて評価する。

評価の規準については、「課題設定の能力」「問題解決の能力」「学び方、ものの考え方」「学習への主体的、創造的な態度」「自己の生き方」などの観点に基づき、教科との関連を明確にして、「学習活動への関心・意欲・態度」「総合的な思考・判断」「学習活動にかかわる技能・表現」「知識を応用し総合する能力」などと定めるとともに、衣・食・住のチームで定める目標・内容に基づき、「コミュニケーション能力」「情報活用能力」などにも視点を当てる。

今後、北九州市教育委員会の定める小学校児童指導要録の様式に示された「各教科・各学年の評価の観点及びその趣旨」の内容を十分に踏まえ、国立教育政策研究所が示した「評価基準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料」を参考に、目標に準拠した評価の一層の充実のため調査・研究を進めていく。

観 点	趣 旨
課題設定の能力	自ら気付いたことを大切にし、課題を見付け、自分なりの方法で追究し、表現し、発信することができるようにする。
学び方 ものの考え方	いろいろな追究方法を通して、学び方やものの見方、考え方を深め合えるようにする。
学習への主体的 創造的な態度	調べる対象に主体的にかかわり、ねばり強く、創造的に取り組むことができるようにする。
問題解決の能力 自己の生き方	課題を解決する過程や結果を通して、自他とのかかわりや生き方を考えることにつなげていけるようにする

基礎学習（教科としての国語、算数）

個人の進度に合わせた教材によって基礎・基本の徹底を図る。プロジェクトにおける体験学習で行ってきた活動の中でヒントを得た漢字の書き取りや言葉探し(国語)、さまざまなデータを集めてまとめる計算(算数)、といったように、国語や算数の授業が自らの体験を踏まえた学習となり、教科の理解はもとより、学びが身の回りの生活において果たす役割をより深く理解させることにもつながる。

授業は、学習指導要領に準拠しており、教科書のほかに効果的な副教材を用いることとする。

自由選択(チョイス)

体育、図画工作、音楽、家庭科などの教科は学期ごとに選択して集中講義形式で行い、偏らないように配慮して学習する。

	4～7月	9～12月	1～3月
体育	球技(サッカー ソフトボール バスケットボール)	球技、運動会	室内(卓球 器械運動)
図工	絵画	造形・彫刻	工作
音楽	演奏	発表会	演奏
家庭	料理	料理	料理

教員の配置

教 科	担 当
プロジェクト等 ・プロジェクト ・道徳	プロジェクト担任 3名
自由選択	各教科担当 4名(非常勤)
基礎学習	学級担任4名

プロジェクトは3つのチームに分かれて行う。

プロジェクト担任は、常勤の教員をもってあてる。

基礎学習は、常勤の教員4名で担当し、1年生及び6年生はそれぞれ1学級とし、2・3年生及び4・5年生にあっては、複式学級で授業を行う。

校務分掌等

職 名	人数	校務分掌	
校 長	1	校務をつかさどり、所属職員を監督	
教 頭	1	校長を助け、校務を整理する。 また、プロジェクト等の体験活動を支援するとともに児童の教育をつかさどる。	
教諭	常 勤	4	基礎学習及びプロジェクト等の授業を行う。
	非常勤	4	自由選択(体育、図工、音楽、家庭)の授業を行う。
事務職員	1	事務に従事する。	
養護教諭	1	児童の養護を行う。	

週時間割

	月	火	水	木	金		
8:30	月曜日 11:00登校	特別活動					
9:00		自由選択	プロジェクト	基礎学習 (算数)	基礎学習 (国語)		
9:10							
10:40	基礎学習 (国語)	自由選択	プロジェクト	プロジェクト	自由選択		
10:50	12:20 昼食 昼休み						
12:20							
13:30	社会 (3~6年)	生活 (1~2年)	基礎学習 (算数) (2~6年)	プロジェクト	基礎学習 (国語)	理科 (3~6年)	算数 (1~2年)
15:00		国語 (1~2年)			道徳		生活 (1~2年)

火曜の基礎学習の2年生は13:00~14:15までとなる。

木曜は13:30~14:15基礎学習, 14:20~15:20道徳を実施する。

年間指導事業時数について

年間授業時数は、第1学年1,036時数、第2学年1,073時数、第3学年1,110時数、第4学年1,110時数、第5学年1,110時数、第6学年1,110時数とする。

1授業時数は45分であるが、じっくりと学習できるように1ブロック90分を基本とする。ただし、特別活動については、30分を一つの単位として取り組み、1週間あたり2授業時数とする。

(4) 要件適合性を判断した根拠

各教科の授業時数は削減されているが、削減された時数に相当する内容はプロジェクトの中に組み込まれている。プロジェクトにおいては、これらの内容が様々な体験活動を伴った学習活動プログラムとして児童に提供され、児童はさらに教室に帰って教員の指導を受けることになるので、座学中心の学習形態より効果的に習得できると考えられる。

このため、学習指導要領に示された各教科の目標を十二分に達成できる。

規制の特例措置を受ける主体の特定状況

<p>これまでの調整状況</p>	<p>H10年4月 ひらおだい自然塾設立 H11年5月 「たのしい学校をつくる会」設立 H12年7月 「平尾台に新しい学校をつくる会」に改称 H14年3月 ひらおだい自然塾がNPO法人格を取得 H16年4月 「ひらおだい四季の丘小学校設立準備委員会」に改称</p>
<p>特定する方法</p>	<p>NPO法人ひらおだい自然塾が学校法人を設立することにより主体が特定</p>
<p>今後の予定</p>	<p>H16年7月 福岡県に学校法人及び学校設立の認可申請 H17年9月 生徒募集開始 (私学審議会申請中) H18年3月 学校法人及び学校設立認可 H18年4月 開校</p>

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	NPO法人ひらおだい自然塾
意見を聴いた日時	H16年9月28日
意見を聴いた方法	口頭によるヒアリング
意見の概要	教育活動の中心をプロジェクトやワークといった体験活動を異学年の集団により取り組むことで、通常の教科内容の理解はもちろんのこと、お互いに助け合うなどの人と人とのかかわりを通して、自主性を伸ばし、自立心を醸成するなど人間的成長を促す。
意見に対する対応	教科の学習だけでなく、生活習慣や社会規範を修得し、さらには、自主性や自立心を養うような、人間形成を目指すうえで、体験活動を主体として学ぶこの取り組みについては、大いに期待するところであり、北九州市としても、特区の実現に向け協力していきたい。

【衣チーム】年間活動計画表

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
項目 期間	→			→			→			→		
	家畜について調べる (羊の飼い方)(羊の種類)			羊の利用法を調べる (羊毛・食肉)			作品を作る (編物・料理)					
通年活動	畜舎・えさ・買い付け			収穫祭の準備 本を作る			発表会の準備 実験教室					
	見学	畜舎	動物園				お店					
全体行事	← 羊の飼育 →											
	話し合い(活動予定や作業についてみんなで相談して進めていく)											
全体行事	歓迎会			夜更かし会			社会見学			発表会		
	社会見学 ・市内近郊			社会見学 ・博多方面			収穫祭 ・運動会			社会見学 ・長崎方面 パーティ		

通年活動

項目	ねらい	学習指導要領 の内容	時間
羊の飼育 綿花の栽培	動物の飼育や植物の栽培を通して、その生態、成長過程、命を大切することを体験的に学ぶ。 また、さまざまな役割分担をすることで仲間とともに生活すること活動することを体験的に学ぶ。	理科4年A(1) 理科5年A 理科5年C(1) 理科6年C 生活1年(7) 生活2年(7)	6h 15h 6h 5h 6h 6h
ボランティア 活動等	近隣の公共施設周辺の清掃を行う。また、地域の伝統行事等へ参加し、地域住民との交流を図る。	生活1・2年(4) 特別活動	12h 9h
社会見学 (各学期1回)	地域の状況を実際に見ることで知る。また、その地域の人々と交流することでその地域の特色を知る。加えて、仲間と行動することで社会性を育む。 ・6年生は、訪問場所について事前、事後に調べ、歴史的事項や地学的事項を整理する等の課題を与え、歴史や理科(火山や地質)の学習を行う。	社会5年(4) 社会6年(1)ア~カ 理科6年C 特別活動	10h 12h 16h 12h
実験教室を開 催する (各学期1回)	もののしくみ、原理やものを作ること、実験することから学びそれらのしくみや原理が社会の中でどのように使われているのかを体験的、総合的に学ぶ。	理科4年B	5h

1学期(4月~7月)

項目	ねらい	学習指導要領 の内容	時間
歓迎会	入学してくる子どもたちを歓迎する式典	特別活動	2h

家畜の種類を調べる	羊を飼うという文化を持つ国や地域があることを知りそこに住む人々がどのような暮らしをしているのかを調べ、また、世界に果たす日本の役割や、そこで生きる私たちであることを総合的に学ぶ。また家畜と人間の関係と歴史を体験的に学ぶ。 ・ 与えられた課題を調べるため、本を選び読む。また、調べた本を皆に紹介する。	国語 1 年 C 国語 2 年 C 国語 3 年 C 国語 4 年 C	50 h 50 h 20 h 20 h
飼い方を調べる	羊を飼うための下調べを行う。動物が生きるために何が必要か、また、どのような環境が必要であるのかを調べ、生物が生きるための周辺環境について総合的に学ぶ。		
飼育状況の見学に行く	実際に飼っている人の所へ出向き飼育のために必要な事柄を調べたことと比較しながら学ぶ。くわえて、産業としての農業、酪農業を学び現在の国内農業生産物と世界の状況について総合的に学ぶ。		
羊を受け入れる準備をする	調査した事項をもとに必要な資材の見積り(建物の広さ、年間のえさの量等)購入計画を立てる。またそのことにおける周辺地域への影響も考慮し、地域の中に住むことを総合的、体験的に学ぶ。 ・ 1、2 年生は、これからお世話になる地域の方へあいさつに行く。 ・ それぞれの学年において課題を与え、数の意味等への理解を深める	社会 4 年(1) 生活 1 年(3) 生活 2 年(3) 算数 1 年 A(1)イ 算数 2 年 A(1)ア～エ 算数 3 年 A(1)ア 算数 4 年 A(1)ア 算数 5 年 A(1)ア 算数 6 年 D(1)	11 h 4 h 4 h 3 h 7 h 2 h 2 h 2 h 2 h
年間計画を立てる	羊の生態周期を調べ、それに基に年間計画を立てる。また、羊を飼う文化をもつ人々の習慣、文化の事例を調べ計画に反映させることより、異なる文化への理解を深めていくことを体験的に行う	国語 3 年 A 国語 4 年 A 特別活動	5 h 5 h 6 h

2 学期 (9 月 ~ 1 2 月)

項目	ねらい	学習指導要領の内容	時間
羊毛の手入れ、紡績	羊毛を利用するために必要な事柄について調べ、実行する。羊毛の性質について、また使用する道具、方法から産業の側面、異文化理解の側面を総合的、体験的に学び、深めてゆく。		
利用法を調べる	羊の利用法を調べることから羊の生態、性質について、また羊を飼う文化をもつ地域の特性についてより深く理解する。加えて、1 頭の羊からさまざまな産業へのつながりを理解し、産業間のつながりへの理解を総合的に学ぶ。特に調査や資料集めなどの中で 2 年生の算数の分野		
羊関連の製品を見学に行く	調べた事、1 学期に理解したことを基に人と家畜の関係について見学を行いさらなる考察を行う。また、国内の産業にも目を向け、産業からみるわが国と世界についての関係		

	について総合的に学ぶ。		
夜更かし会 (おひつじ座)	星座を見ながら時間を過ごすことで星や月などの天体の動きについて体験的に学ぶ。	理科4年C(1)	5h
羊の本をつくる	調べたことについてグループ内でまとめ冊子にする。また、そのことを通じ産業としての情報、通信について学ぶ。	国語3・4年B 社会5年(3)	20h 6h
収穫祭	収穫祭を行うことで地域の人々との交流、また活動の報告を行う。	社会6年(1)キク 生活1年(1)(3) 生活2年(1)(3) 特別活動	4h 4h 7h 2h

3学期(1月～ 3月)

項目	ねらい	学習指導要領 の内容	時間
羊毛で作品を作る	調べた事柄を基に実際にものを作ってみる。	家庭5年(3) 家庭6年(3)	14h 9h
活動のまとめ	1年間行ってきた活動のまとめを行う。活動の状況を多くの人に伝えるためにさまざまな媒体にまとめていくことを挑戦する。 ・ 一年間の計画の検証を行う。また、来年に向けての計画を立てる。		
発表会	1年間の学習の成果をまとめ、発表を行う。 ・ スピーチ ・ 台本づくり ・ 6年生にあっては、6年間のまとめの意味を含め、世界におけるわが国の役割などを総合的にまとめる。 ・ 発表会での料理を作る(含む企画・準備) ・ 発表会での演技	国語2年A 国語3・4年A 社会6年(2)(3) 家庭5年(5) 家庭6年(5) 体育1年B(3) 体育2年B(3) 特別活動	8h 5h 10h 14h 14h 4h 8h 2h
パーティ	卒業生を送る式典	特別活動	2h

【食チーム】年間活動計画表

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
項目 期間	→			→			→			→			
	カレーについて調べる (食材種類)(カレーの種類)				外国のカレーを調べる (種類・食材)				料理を作る				
	畑をつくる 鶏を飼う				収穫祭の準備 本を作る				発表会の準備 実験教室				
通年活動	畑の作業・鶏の世話												
	話し合い(活動予定や作業についてみんなで相談して進めていく)												
全体行事	歓迎会		社会見学 ・市内近郊		夜更かし会		社会見学 ・博多方面		収穫祭 ・運動会		社会見学 ・長崎方面		発表会 パーティ

通年活動

項目	ねらい	学習指導要領 の内容	時間
にわたりの飼育 作物の栽培	動物の飼育や植物の栽培を通して、その生態、成長過程、命を大切することを体験的に学ぶ。 また、さまざまな役割分担をすることで仲間とともに生活すること活動することを体験的に学ぶ。	理科4年A(1) 理科5年A 理科5年C(1) 理科6年C 生活1年(7) 生活2年(7)	6h 15h 6h 5h 6h 6h
ボランティア活動等	近隣の公共施設周辺の清掃を行う。また、地域の伝統行事等へ参加し、地域住民との交流を図る。	生活1・2年(4) 特別活動	12h 9h
社会見学 (各学期1回)	地域の状況を実際に見ることで知る。また、その地域の人々と交流することでその地域の特色を知る。加えて、仲間と行動することで社会性を育む。 ・6年生は、訪問場所について事前、事後に調べ、歴史的事項や地学的事項を整理する等の課題を与え、歴史や理科(火山や地質)の学習を行う。	社会5年(4) 社会6年(1)ア~カ 理科6年C 特別活動	10h 12h 16h 12h
発明教室を開催する (各学期1回)	もののしくみ、原理をものを作ること、実験することから学びそれらのしくみや原理が社会の中でどのように使われているのかを体験的、総合的に学ぶ。	理科4年B	5h

1学期(4月~7月)

項目	ねらい	学習指導要領 の内容	時間
歓迎会	入学してくる子どもたちを歓迎する式典	特別活動	2h
カレーの種	食文化の違いから異なる文化の存在を知り、そのことにつ	国語1年C	50h

類を調べる	いて学び、世界の中の日本である事またそこで生きる私たちである事を総合的に理解する。 ・ 与えられた課題を調べるため、本を選び読む。また、調べた本を皆に紹介する。	国語 2 年 C 国語 3 年 C 国語 4 年 C	50 h 20 h 20 h
食材を調べる	使用する食材から世界の主要農作物へと展開し、その様子またそれを生産する国々の気候、風土、文化等を総合的に調べ、学ぶ。		
販売状況の見学に行く	市場へ出向き実際に購入を行う。また、作物が様々な場所で生産されている事を知り、都市と農村の関係、日本と世界の間を総合的に学ぶ。		
材料の準備をする	近郊農家の支援を受け、実際の栽培体験を行う。その体験の中から生き物と環境の相互関係、現代農業ありかたを体験的に学ぶ。 また、実際に鶏を飼育し動物の誕生、成長を観察することにより体験的に学ぶ。 ・ 1、2 年生は、これからお世話になる地域の方へあいさつに行く。 ・ それぞれの学年において課題を与え、数の意味等への理解を深める	社会 4 年 (1) 生活 1 年 (3) 生活 2 年 (3) 算数 1 年 A (1) イ 算数 2 年 A (1) ア ~ 工 算数 3 年 A (1) ア 算数 4 年 A (1) ア 算数 5 年 A (1) ア 算数 6 年 D (1)	11 h 4 h 4 h 3 h 7 h 2 h 2 h 2 h 2 h
年間計画を立てる	カレーの種類などを調べ、それに基に年間計画を立てる。また、食文化をきっかけに人々の習慣、文化の事例を調べ計画に反映させることより、異なる文化への理解を深めていくことを体験的に学ぶ。	国語 3 年 A 国語 4 年 A 特別活動	5 h 5 h 6 h

2 学期 (9 月 ~ 1 2 月)

項目	ねらい	学習指導要領の内容	時間
食べ物を調べる	食文化の違いから異なる文化の存在を知り、そのことについて学び、世界の中の日本である事またそこで生きる私たちである事を総合的に理解する。また、使用する食材から世界の主要農作物へと展開し、その様子またそれを生産する国々の気候、風土、文化等を 1 学期の学習からを発展させる。		
お店を見学に行く	お店をする事について、実際に行っている人にインタビューを行うことでお店のしくみ、商品の流通や価格決定について、また食材の地域特性やその成り立ちを総合的に学ぶ。		
夜更かし会 (みずがめ座)	星座を見ながら時間を過ごすことで星や月などの天体の動きについて体験的に学ぶ。 食文化の違いからみる文化の違いを体験的に学ぶ。	理科 4 年 C (1)	5 h

カレーの本をつくる	調べたことについてグループ内でまとめ冊子にする。また、そのことを通じ産業としての情報、通信について学ぶ。	国語3年B 国語4年B 社会5年(3)	20h 20h 6h
収穫祭	収穫祭を行うことで地域の人々との交流、また活動の報告を行う。	社会6年(1)キク 生活1年(1)(3) 生活2年(1)(3) 特別活動	4h 6h 9h 2h

3学期(1月~ 3月)

項目	ねらい	学習指導要領の内容	時間
特別メニュー	地域で生産される農産物を使って、特別メニューを作る。この取り組みにあたっては、近郊農家へ取材に行き、生産過程等の苦労や工夫を料理にどう表現するかという課題を与える。 さらに、料理を彩るテーブルクロス製作に取り組むとともに調味料や洗剤などの成分や特性にまで学習範囲を広げる。 また、電気等のエネルギーについて。さらに調理器具等に見られる様々な仕組みから総合的に学ぶ。加えてごみ処理についても考察し地域でのごみ行政から見える公共施策についても学ぶ。	家庭5年(3) 家庭6年(3)	14h 9h
活動のまとめ	1年間行ってきた活動のまとめを行う。活動の状況を多くの人に伝えるためにさまざまな媒体にまとめていくことを挑戦する。学年ごとに書く、読む、話すという分野を分担して担当する。		
発表会	1年間の学習の成果をまとめ、発表を行う。 ・スピーチ ・台本づくり ・6年生にとっては、6年間のまとめの意味を含め、世界におけるわが国の役割などを総合的にまとめる。 ・発表会での料理を作る(含む企画・準備) ・発表会での演技	国語2年A 国語3・4年A 社会6年(2)(3) 家庭5年(5) 家庭6年(5) 体育1年B(3) 体育2年B(3) 特別活動	8h 5h 10h 14h 14h 4h 8h 2h
パーティ	卒業生を送る式典	特別活動	2h

【住チーム】年間活動計画表

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
項目 期間	→			→			→			→		
	ログハウスについて調べる (材料)(いえの種類)			建物を調べる (種類・利用法)			工作をする 庭園づくり					
	木工作業 犬を飼う			収穫祭の準備 本を作る			発表会の準備 実験教					
通年活動	木工作業・犬の世話											
	話し合い(活動予定や作業についてみんなで相談して進めていく)											
全体行事	歓迎会 社会見学 ・市内近郊				社会見学 ・博多方面		夜更かし会 収穫祭 ・運動会		社会見学 ・長崎方面		発表会 パーティ	

通年活動

項目	ねらい	学習指導要領 の内容	時間
いぬの飼育 ビオトープ作り	動物の飼育や植物の栽培を通して、その生態、成長過程、命を大切することを体験的に学ぶ。 また、さまざまな役割分担をすることで仲間とともに生活すること活動することを体験的に学ぶ。	理科4年A(1) 理科5年A 理科5年C(1) 理科6年C 生活1年(7) 生活2年(7)	6h 15h 6h 5h 6h 6h
ボランティア 活動等	近隣の公共施設周辺の清掃を行う。また、地域の伝統行事等へ参加し、地域住民との交流を図る。	生活1・2年(4) 特別活動	12h 9h
社会見学 (各学期1回)	地域の状況を実際に見ることで知る。また、その地域の人々と交流することでその地域の特色を知る。加えて、仲間と行動することで社会性を育む。 ・6年生は、訪問場所について事前、事後に調べ、歴史的事項や地学的事項を整理する等の課題を与え、歴史や理科(火山や地質)の学習を行う。	社会5年(4) 社会6年(1)ア~カ 理科6年C 特別活動	10h 12h 16h 12h
実験教室を開 催する (各学期1回)	もののしくみ、原理をものを作ること、実験することから学びそれらのしくみや原理が社会の中でどのように使われているのかを体験的、総合的に学ぶ。	理科4年B	5h

1学期(4月~ 7月)

項目	ねらい	学習指導要領 の内容	時間
歓迎会	入学してくる子どもたちを歓迎する式典	特別活動	2h

いえの種類を調べる	自分達の家の形、間取り、立地や家族構成などを観察・調査してまとめ、地域や国別の特性や工夫、昔と今の違い、身の回りの環境などを学ぶ。 ・ 与えられた課題を調べるため、本を選び読む。また、調べた本を皆に紹介する。	国語 1 年 C 国語 2 年 C 国語 3 年 C 国語 4 年 C	50 h 50 h 20 h 20 h
材料を調べる	建物の構造を知り、それぞれ使用されている部材などを観察・調査してまとめ、使用方法や生育状況などを考える。		
さまざまな施設の見学に行く	住宅や公共施設などを観察・調査して地域社会のさまざまな様子(商業・工業・交通・産業・歴史など)を知り、職業について考える。		
材料・場所の準備をする	土の上に生活する植物や昆虫、動物の痕跡などを観察・調査し、生態のかかわりについて考える。 地形に注目し標高や土壌、地質について考える。 材料の準備の際に木材の本数などを計算する。 ・ 1、2年生は、これからお世話になる地域の方へあいさつに行く。 ・ それぞれの学年において課題を与え、数の意味等への理解を深める	社会 4 年 (1) 生活 1 年 (3) 生活 2 年 (3) 算数 1 年 A (1)イ 算数 2 年 A (1)ア ~ 工 算数 3 年 A (1)ア 算数 4 年 A (1)ア 算数 5 年 A (1)ア 算数 6 年 D (1)	11 h 4 h 4 h 3 h 7 h 2 h 2 h 2 h 2 h
年間計画を立てる	モノを作る手順を理解し、計画を立てる。 作業以外の行事について調べたり、話し合って考える。	国語 3 年 A 国語 4 年 A 特別活動	5 h 5 h 6 h

2 学期 (9 月 ~ 1 2 月)

項目	ねらい	学習指導要領の内容	時間
工作	役割分担をする。 数や計算に関わるものを担当させる。		
利用法を調べる	具体的な案を考え話し合えるようにする。 使用目的や利用人数によって構造や立地が異なる点やその種類についても観察・調査し考えてみる。		
見学に行く	使用目的や利用人数によって構造や立地が異なる点やその種類についても観察・調査し考えてみる。 地域特性を持った建物を見学し、その関連する歴史についても考えてみる。		
夜更かし会 (てんびん座)	星座を見ながら時間を過ごすことで星や月などの天体の動きについて体験的に学ぶ。 食文化の違いからみる文化の違いを体験的に学ぶ。	理科 4 年 C (1)	5 h
ログハウスの本をつく	調べたことについてグループ内でまとめ冊子にする。また、そのことを通じ産業としての情報、通信について学ぶ。	国語 3 年 B 国語 4 年 B	20 h 20 h

る	学年ごとに書く、読む、話すという分野を分担して担当する。	社会 5年(3)	6h
収穫祭	収穫祭を行うことで地域の人々との交流、また活動の報告を行う。	社会 6年(1)キク 生活 1年(1)(3) 生活 2年(1)(3) 特別活動	4h 6h 9h 2h

3学期(1月～ 3月)

項目	ねらい	学習指導要領 の内容	時間
工作・庭園作り	ランプシェード、カーテンやテーブルクロスなど、インテリアに関するものの工作 植物の植付けの準備	家庭 5年(3) 家庭 6年(3)	14h 9h
活動のまとめ	1年間行ってきた活動のまとめを行う。活動の状況を多くの人に伝えるためにさまざまな媒体にまとめていくことを挑戦する。 ・ 一年間の計画の検証を行う。また、来年に向けての計画を立てる。		
発表会	1年間の学習の成果をまとめ、発表を行う。 ・ スピーチ ・ 台本づくり ・ 6年生にあっては、6年間のまとめの意味を含め、世界におけるわが国の役割などを総合的にまとめる。 ・ 発表会での料理を作る(含む企画・準備) ・ 発表会での演技	国語 2年A 国語 3・4年A 社会 6年(2)(3) 家庭 5年(5) 家庭 6年(5) 体育 1年B(3) 体育 2年B(3) 特別活動	8h 5h 10h 14h 14h 4h 8h 2h
パーティ	卒業生を送る式典	特別活動	2h

1 特定事業の名称

820 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

NPO法人 ひらおだい自然塾によって設立される学校法人によって設置される学校

株式会社 仰星国際高等学園によって設立される学校法人によって設置される学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

NPO法人 ひらおだい自然塾が北九州市内の廃校となる小学校校舎を利用して学校事業を行うべく設立する学校法人

株式会社 仰星国際高等学園が北九州市内の統廃合された中学校校舎を利用して学校事業を行うべく設立する学校法人

(2) 事業が行われる区域

福岡県北九州市小倉南区平尾台2丁目5番24号

福岡県北九州市八幡西区平尾町1番1号

(3) 事業開始の時期

平成18年 4月 1日

(4) 事業により実現される行為

(仮称) ひらおだい四季の丘小学校

北九州市小倉南区平尾台2丁目5番24号の現北九州市立新道寺小学校平尾分校(平成18年3月廃校予定)をNPO法人ひらおだい自然塾によって設立される学校法人によって設置される学校に貸与し、平成18年4月から、平尾台の豊かな自然環境の中で、子どもたちの意思・自主性・自立性を最大限に尊重し、生涯を通じて主体的に学び続けていく意欲と能力、行動力等を身につけ、調和ある人格の形成をめざした全人教育を展開する私立小学校を開校する。

(仮称) 仰星学園高等学校

北九州市八幡西区平尾町1番1号 所在の旧北九州市立陣山中学校(平成13年3月廃校)を株式会社 仰星国際高等学園により設立される学校法人によって設置される学校に貸与し、平成18年4月から、不登校状態にある生徒等の社会的自立へ向けて、進路の選択肢を広げる支援を行うため、医師との連携を取りながら「心の改善」に力点を置き、一人ひとりにきめ細やかなケアを実践する全日制単位制高等学校を開設する。

5 当該規制の特例措置の内容

北九州市では、児童生徒の減少に伴い、都心部において小規模校化した小中学校を平成元年から順次、統廃合し学校規模の適正化に努めており、すでに、小学校が21校を10校に、中学校が15校を7校に統合してきた。

統廃合により、不用となった学校施設の有効活用は、市としても懸案の一つとなっている。

(仮称) ひらおだい四季の丘小学校

新道寺小学校平尾分校は、現在4名の在籍のみとなっており、将来においても新規の入学児童が見込めず、このままでは廃校せざるを得ない状況にある。このような中、廃校となった学校施設が再び学校として利用されると、児童生徒がその地に集い、地域との交流が発生するなど、地域が活性化するといった理由から、地域としても、学校としての再利用を強く望んでいる。

また、学校運営にあたって、特区制度による教育課程の弾力化の趣旨を十分に生かす教育を安定的かつ継続的に展開することを担保するために、市が所有する校地・校舎について20年間の長期賃貸借契約を締結する。

(仮称)仰星学園高等学校

心因性の不登校や引きこもりといった状態にある子どもたちは、社会との関わりを避ける傾向にあり、そういった状況を改善するためには、地域コミュニティとの交流や実社会でのボランティア・職業体験が大切である。

現在地は、前身のサポート校開設当時から交流のある黒崎商店街に隣接し、地域住民もこの学校の教育方針を十分に理解しており、この地域内において教育活動を継続することが生徒への教育効果が最も期待できる。

さらに、この学校施設は、市の学校開放事業に準じた取り扱いをしており、地域としても、ここで運動会等のイベントを開催したり、老人会や地域のスポーツクラブが定期的に活動したりするなど、地域コミュニティの活動拠点としてなくてはならない存在となっており、学校施設としての再利用を強く望んでいる。

また、学校運営にあたっては、特区制度による規制緩和の趣旨を十分に生かす教育を安定的かつ継続的に展開することを担保するために、市が所有する校地・校舎について20年間の長期賃貸借契約を締結する。

1 特定事業の名称

8 2 6 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社 仰星国際高等学園によって設立される学校法人によって設置される学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

株式会社 仰星国際高等学園が北九州市内の統廃合された中学校校舎を利用して学校事業を行うべく設立する学校法人

(2) 事業が行われる区域

福岡県北九州市八幡西区平尾町1番1号

(3) 事業開始の時期

平成18年 4月 1日

(4) 事業により実現される行為

北九州市八幡西区平尾町1番1号 所在の旧北九州市立陣山中学校(平成13年3月廃校)を株式会社 仰星国際高等学園により設立される学校法人によって設置される学校に貸与し、平成18年4月から、不登校、引きこもり傾向にある生徒の社会的自立へ向けて、進路の選択肢を広げる支援を行うため、医師

との連携を取りながら「心の改善」に力点を置き、一人ひとりにきめ細やかなケアを実践する高等学校を開設する。

同校においては、登校が困難な生徒に対し、継続した学習環境を保障し、学校復帰するための段階的な手段として、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用した学習指導を取り入れた教育活動を展開する。

ア．学校設立の背景と北九州市の現状

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、不登校や引きこもり傾向にある中学生の割合がこの10年で倍増(1.32%→2.72%)しており、国や市によりさまざまな対策がなされているが、依然として大きな効果は現れていない。特に、北九州市においては、3.6倍(0.67%→2.42%)となるなど、深刻な状況にあり、適応指導教室にも通級できない生徒たちも多数存在している。

<北九州市における不登校の状況>

- ・市内中学校における不登校生徒数 626人
- ・適応指導教室に通級した生徒 55人
- ・学校復帰を果たした生徒 33人

※平成15年児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果より

また、高等学校段階においては、義務教育のように適応指導教室などの受け皿がなく、こういった生徒たちの多くが、高等学校を中途退学している現実がある。文部科学省がまとめた「平成15年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果」によると、高等学校を中途退学する県内の生徒は、3,755人と、全国で7番目に多い状況にある。この中途退学率(2.4%)を平成16年度の市内高等学校の生徒数(31,938人)にあてはめて考えると、北九州市内の中途退学する生徒数は750人前後にのぼると推測される。

全国での中途退学の理由を見ると、「学校生活・学業不適應」が37.5%、「進路変更」が35.3%となっており、学校生活や進路について悩んでいる子どもたちの姿が浮かび上がってくる。この中には、不登校や引きこもりという状況から中途退学にいたる生徒も含まれており、こういったことから、子どもたちの心のケアを重視した教育の機会の重要性の高さが伺える。

イ．高等学校設立の必要性

不登校、引きこもり傾向にあり、かつ、学習意欲のある生徒の中には、

通信制高等学校に籍を置き、高等学校卒業資格を得ようとするものも多い。しかし、通信制高等学校の教育課程を履修するには、厳しい自己管理と高等学校の単位を取得しようとする強い意志が求められ、こういった子どもが自学自習においてその目的を達成するには困難な状況にある。

そのため、いわゆるサポート校に支援を求めることも少なくないが、この場合、通信制高等学校の授業料のほかに、サポート校への授業料を支払うことになり、保護者にとっての負担は、一般的な私立高等学校の学費の2倍程度となる。

このことは、経済的に恵まれた家庭の子どもでなければ、サポート校を活用できないといった現実を指し示している。特に、心的要因による不登校、引きこもり傾向の子どもについては、家族の協力と適切な指導とによって、その大部分が改善される。これは、これまでの株式会社仰星国際高等学園の5年にわたるサポート校活動によっても実証されるといえる。(卒業生155人)

適切な対応により、社会的に自立できるだけの能力がある子どもに、心的改善の機会を等しく与えるためにも、心的要因による不登校、引きこもり傾向の子どものための新しい高等学校の設立は、ぜひ、必要であると考ええる。

ウ．設立される高等学校の概要

名 称 (仮称) 仰星学園高等学校

運営主体 (仮称) 学校法人 仰星学園

※ 株式会社 仰星国際高等学園が北九州市内の統廃合された中学校の校地・校舎を利用して学校事業を行うべく設立する学校法人

課 程 学年による教育課程の区分を設けない全日制高等学校

学 科 普通科

修業年限 3年

学 期 二学期制(前期、後期制)

定 員 360人

入学者選抜 学力検査並びに生徒及び保護者との面接による

5 当該規制の特例措置の内容

心的要因からくる不登校、引きこもり傾向にあり、かつ、この状態を早期に解決する見込みが難しい生徒に対し、教員やメンタルサポーター(臨床心理士

等の専門性を持った相談員)が家庭訪問し、学校への早期復帰と学習面での支援を行う。学習は、個に応じた内容とし、高等学校学習指導要領に拠ったカリキュラムを作成し、指導にあたる。

学習支援の方策の一つとして、通信制課程における教育課程の特例を活用し、学習機会の確保と拡大に努め、自宅等での学習と学校での学習の継続性を確保しつつ学習習慣の維持・定着を図る。面接による教科指導のほか、提出された報告課題の成果が満足できると認められた場合には、各教科・科目における指導の一部として扱い、卒業に必要な単位数に20単位を上限として単位を与えることとする。このことは、入学者の選抜時に実施される面接の際に、生徒及び保護者へ周知を図る。

教員やメンタルサポーターによる面接指導を通じて相互の信頼関係を築き、学校復帰を目指す。また、学校復帰後も円滑な友人関係を育み、各種ボランティア活動における社会との交わりの中から、職業観や勤労観の醸成を促し、社会的に自立した人材となれるよう支援を行う。

(1) 特例措置を適用する生徒

心的要因による引きこもり等の状態にある生徒でかつ、(仮称)仰星学園高等学校の全日制教育課程の履修が困難な者(登校できない者)とする。

(2) 特例措置適用の判定

学校への登校が困難な状況が続き、欠席が長期化する傾向にあると判断される場合には、担任教員はメンタルサポーターとともに生徒の保護者と協議を行ったうえで、学校長の判断により通信制課程における教育課程の特例を活用した学習活動を実施する。

< 特例措置の適用についての手続 >

特例措置の適用の可否を判断しようとする直前の概ね30日間における生徒の状態が、不登校あるいは登校はできるが授業に出席できない状態であること。

生徒が の状態にあると校長が認める場合、特例措置の適用の可否を判断するため、生徒、保護者及び前在籍校(あるいは(仮称)仰星学園高等学校)の校長・担任教員・生徒指導教員・養護教諭、医療機関、適応指導教室の実施機関など、関係者との面接並びに事情聴取を実施する。

の結果を踏まえ、生徒及び保護者の了解を得たうえで、学園内の教職員で組織する判定会議に特例措置の適用の可否を付議する。

判定会議では、関係者との面接及び事情聴取の結果を報告するとともに、担任教諭及びメンタルサポーターの働きかけに対する生徒の反応等についての報告を参考に、特例措置の適用の可否を検討する。その結果をもとに、校長が当該生徒に対する特例措置の適用について許可する。

また、特例措置の適用を解除する場合においても、特例措置の適用時の手続に準じて、特例措置の解除の可否を判断し、校長が生徒に対する特例措置の適用を解除するかどうか決定する。

(3) 特例措置適用開始日及びその期間

また、適用を開始する日は、全日制課程の授業の進度及び生徒の心的改善状況を勘案し、校長が定め、この開始日が属する1学期間(前期又は後期)について特例措置を適用するものとする。

ただし、生徒の心的改善が進まず、全日制課程の履修が困難である状態が継続すると考えられるときは、特例措置の適用時の手続に準じて、特例措置の延長の可否を判断し、校長の許可により次の学期以降もこれを継続する。

(4) 特例措置適用期間における指導

学校へ登校できるよう、心的改善を最優先に取り組み、メンタルサポーターの定期的な面接によるメンタルケアを中心に心の悩みを取り除くとともに、教科の担当教員を派遣し、理解が不足している分野について対面指導を実施する。

ア．学習内容

特例措置における学習カリキュラムは、高等学校学習指導要領及び仰星学園高等学校の教育課程に拠り、一人ひとりに応じて、仰星学園の教員で組織するプロジェクトチームにより作成される。

学習課題

教科における添削指導のための学習課題は、各教科等の単位数に見合った問題集及びレポート等とする。あわせて、教科担当教員がメンタルサポーターとともに家庭訪問し、生徒の理解の程度に応じて、基礎・基本を中心とした対面指導を実施する。

面接指導

特例措置による面接指導は、生徒の心的改善状況に応じて学校で実施する。このため、面接指導の時期は、教科担当教員とメンタルサポーターが協議のうえ設定する。

イ．サポート体制

基本姿勢

担任教員やメンタルサポーターは、生徒が社会や他との関わりを広げていくことを第一に考え、保護者との連携を密にし、細心に、かつ共感的、包容的な対応に努める。

生徒、家庭との信頼関係の構築

生徒の生活状況や心的状態を把握するため、担任教員やメンタルサポーターによる家庭訪問を実施するとともにメール交換等により、できるだけ多く生徒に接触する機会を創出する。また、保護者と十分懇談する機会を持つ。このような活動によって、生徒・家庭との信頼関係を築くとともに、学校と家庭の連携の中で生徒の自学自習及び自立を支援できるよう努める。

指導方法の改善

プロジェクト会議を随時開催し、教員及びメンタルサポーター相互の情報を交換し、より適切な指導方法を協議していく。

全日制課程復帰に際しての支援

特例措置期間が終了し、全日制課程へ復帰する場合は、長期休業等の期間を利用して、特例措置に定める教科指導とは別に、補習授業を実施し、全日制課程への円滑な移行を支援する。

(5) 教科

特例措置により実施される教科等は、原則として、国語、数学、保健体育、外国語、総合的な学習の時間及び特別活動とする。

すでに上記教科のうち国語、数学基礎、オーラル・コミュニケーションの単位を他の高等学校において取得している場合は、国語総合、数学、英語の科目を履修する。

(6) 履修範囲

特例措置を適用して履修する学習範囲は、全日制課程における当該学期に履修すべき各科目の内容とする。

なお、生徒の心的改善の状況等を判断し、校長が必要であると認めた場合は、次の学期においても特例措置を適用した教科指導を実施する。

(7) 単位数

特例措置を適用して行う教科及び科目、単位数、添削指導、面接指導については、下記のとおりとする。

教科	科目	単位数	1学期あたり		備考
			添削指導	面接指導	
国語	国語表現 I	2 (2)	6 回	2 単位時間	他の高等学校等で国語表現 I の単位を取得しているものは、国語総合を履修するものとする。
	国語総合	4 (2)	6	2	
数学	数学基礎	2 (2)	6	2	他の高等学校等で数学基礎の単位を取得しているものは、数学 I を履修するものとする。
	数学 I	4 (2)	6	2	
保健体育	保健	1 (0.5)	3	1	保健体育に記載の単位数は、1年次又は2年次に履修すべき通年の単位数である。
	体育	2 (1)	1	5	
外国語	オーラル・コミュニケーション I	2 (2)	6	8	他の高等学校等でオーラル・コミュニケーション I の単位を取得しているものは、英語 I を履修するものとする。
	英語 I	4 (2)	6	8	
総合的な学習の時間		6 (3)	6	18	
特別活動		—	1	5	

※ 1 単位時間は 50 分。

※ () 書きは、特例措置により実施する教育課程に相当する単位数。

(8) 評価及び単位認定

特例措置を適用した教科の履修に係る評価は、学期毎に行う。その際には、教科における添削指導、面接指導及び試験を評価し、その成果が満足できると認める場合には、各教科及び総合的な学習の時間における指導として扱い、2学期間を通算した評価によって上記の表にある各教科の単位数を単位認定する。

単位認定にあたっては、特例措置を適用した授業を受け、引き続き、次の学期において、後半の学習内容を全日制課程で履修した場合のみ、単位認定を行うものとする。

ただし、国語表現、数学基礎、オーラル・コミュニケーション については、全日制の履修期間にあわせ、1学期間で評価し、単位認定する。

なお、校長が引き続き通信制課程における教育課程の特例を適用することが必要と認める場合は、次の学期において、当該教科の後半の学習内容を教育課程の特例を適用して履修する。この場合も、上記の表にある各教科の単位数を単位認定する。

(9) 心的改善を目指した学習計画

第1段階< 学校側からのアプローチ及び学習体制の準備 >

担任教員やメンタルサポーターと生徒との間で、Eメール・ファックス・手紙・電話等による多様なコミュニケーション手段を活用し、学校生活に対する興味や学習意欲を引き出し、登校を促す。

なお、この段階で、登校が困難な状態が継続する場合は、特例措置を活用した学習支援について説明し、生徒及び保護者の了解が得られれば、判定会議に付議し、特例措置の適用について校長の許可を得る。

第2段階< 生徒の態様確認、登校意欲の喚起 >

メンタルサポーター及び教科担当教員が家庭訪問し、メンタルケアを目的とした相談や理解が不足していると考えられる教科学習について対面指導する。

教材については、メンタルサポーターの訪問時に届け、日々の日課表による学習時間に縛られない個に応じた学習支援プログラムによる学習を促す。

また、生徒の学習意欲や学校への興味を引き出し、登校への働きかけを行う。生徒の心的改善状況を勘案し、登校可能と判断できるよ

うになれば、特例措置による面接指導を開始する。

第3段階<全日制への復帰>

生徒の心的改善状況を勘案し、登校可能と判断できるようになれば、特例措置による面接指導を開始する。面接指導とは別に学校生活に適応させる働きかけを行い、徐々に登校日及び在校時間を増やしていく。その間に、学校での友人関係を築き、全日制課程の学校生活に順応できるような環境を整備し、最終的に、全日制課程への復帰を果たす。

特例措置適用後も全日制課程の履修が困難である状態が継続する場合

(仮称)仰星学園高等学校は、特例措置を活用しながら生徒の心的改善を目指して重点的に取り組むが、それでもなお、改善が見られず、不登校の状態が継続すると考えられる場合は、生徒及び保護者と十分な協議を行い、理解を得たうえで、次の措置を講ずる。

学校教育法施行規則第63条の3の規定による学校外修学を認め、他の高等学校の課程を併せて履修する。この場合は、他の高等学校で修得する単位数と特例措置により修得する単位数の合計が36単位を越えない範囲で、卒業に必要な単位として認定する。

の措置を講じてもなお、(仮称)仰星学園高等学校の卒業に必要な単位を修得できないと見込まれる場合は、他の通信制高等学校等への転学、あるいは、その他の進路について、その指導にあたるものとする。

1 特定事業の名称

8 3 3 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(仮称)北九州ウェルネススポーツ専門学校

(学校法人 タイケン学園によって設立される専修学校)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

学校法人 タイケン学園

(2) 事業が行われる区域

福岡県北九州市八幡東区勝山二丁目7番5号

(3) 事業開始の時期

平成18年4月1日

(4) 事業により実現される行為

この特定事業の適用を受け、校地・校舎の賃貸借による専修学校を設置する。(仮称)北九州ウェルネススポーツ専門学校の開校は平成18年4月を予定し、専修学校設置認可手続の進行と併せて、教育環境の整備、生徒募集等開校に必要な準備を進める。

5 当該規制の特例措置の内容

○北九州市に存在する教育上の特別なニーズ

地域の人材や固有の財産を生かした北九州市らしい教育の在り方を追求すべきであるとの認識の下に、本市が平成17年2月に提言を受けた「新しい時代

における教育の北九州方式の在り方」で目指す

- ・ 「北九州市をリードする新しい学校づくり」における「スポーツ・芸術の才能を伸ばす学校」に関する貢献
- ・ 「地域とともに歩む新しい学校づくり」における「(仮称)学校ファミリー」事業を通じての地域貢献

など本市の教育方針と連携した学校運営及び地域社会への貢献を学校法人タイケン学園は果たすこととしており、本市の教育ニーズにかなうものである。

(仮称)北九州ウェルネススポーツ専門学校開校に伴い、230名の生徒、23名の教職員を抱える予定であり、地域経済への波及効果、若者の流出防止・集積による活性化や街なか再生、雇用の確保等、本市のにぎわい演出の効果が見込まれる。

本市から多くのトップアスリートを輩出することにより、市民の地域に対する誇りの醸成、応援する喜びや子ども達に夢や希望を与える上で、コミュニティの醸成及び地域スポーツの振興という観点からも大きな効果がある。